

別表 2

今回実施する指導員試験の受験資格を有する者及び試験の免除の範囲

今回実施する指導員試験を受験することができる者及び試験の全部または一部の免除を受けることができる者は、次の(1)(2)のとおりです。
 なお、本表に記載のない、受験資格を有する者、試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲については、山口県産業労働部産業人材課までお問い合わせください。

また、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者(以下「全免除者」という。)による受験申請については、記4の(2)の受験申請の受付期間に限らず、通年で受け付けることとします。おって、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請を行うことができます。

(1) 職業能力開発促進法及び同施行規則によるもの

受験資格	免除の範囲			
	実技試験	学科試験		
		関連学科	指導方法	
			系基礎学科	専攻学科
免許職種に関し、1級又は単一等級の技能検定に合格した者 (バルコニー施工及び電子回路接続を除く。) ※別表3参照	○	○	○	
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者 ※別表3参照	○			
長期課程の指導員訓練を修了し、その後、当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有する者				
長期養成課程の指導員養成訓練を修了し、既に他の職業訓練指導員免許を受けた者で、その後受けようとする免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの				
指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練を修了し、既に他の職業訓練指導員免許を受けた者で、その後受けようとする免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの				
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、既に他の職業訓練指導員免許を受けた者で、その後受けようとする免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの				合格と認められる科目について免除
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了した者のうち、他の要件により受験資格を満たすもの				合格と認められる科目について免除
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了し、その後、1年以上の実務の経験を有する者		○	○	
免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了し、その後、2年以上の実務の経験を有する者				
免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練(総訓練時間が700時間以上のもの)を修了し、その後、3年以上の実務の経験を有する者				
大学において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有する者		○	○	
短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有する者				
専門職大学の前期課程において免許職種に関する学科を修めて修了し、その後、当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有する者		○	○	
高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有する者		○	○	
高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有する者				
高等学校又は中等教育学校を卒業し、その後、免許職種に関し5年以上の実務の経験を有する者				
厚生労働大臣が指定する専修学校の専門課程(修業年限が2年のもの)において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有する者				
厚生労働大臣が指定する専修学校の専門課程(修業年限が3年以上のもの)において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有する者				
厚生労働大臣が指定する専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(修業年限が2年のもの)において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し4年以上の実務の経験を有する者				
厚生労働大臣が指定する専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(修業年限が3年以上のもの)において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有する者				
免許職種に関し8年以上の実務経験を有する者				
免許職種と同一の系基礎学科の職業訓練指導員免許を受けた者		○		○
免許職種と異なる系基礎学科の職業訓練指導員免許を受けた者				○
免許職種に関し、職業能力指導員試験において実技試験に合格した者	○			
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科(受けようとする免許職種と同一の系基礎学科に限る。)に合格した者		○		
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者			○	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者				○

(注)○印は、免除される範囲。

(2) 他の法令によるもの

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技試験	学科試験		指導方法
				関連学科		
			系基礎学科	専攻学科		
溶接科	労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許若しくは労働安全衛生法によるガス溶接技能講習の修了証を有する者又はボイラー及び压力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許若しくは普通ボイラー溶接士免許を有する者	ボイラー及び压力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工管理の技術検定の合格証明書（第2次検定に係るものに限る。）を有する者	建設業法施行令による建設機械施工管理の1級の技術検定の合格証明書（第2次検定に係るものに限る。）を有する者		○	○	
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者、第2種冷凍機械責任者又は第3種冷凍機械責任者の免状を有する者	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者の免状を有する者		○	○	
発電電科	電気事業法による第1種ボイラー・タービン主任技術者又は第2種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法による第1種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気科	電気事業法による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第1の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	電気事業法による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）		○	○	
送配電科	電気事業法による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する者	電気事業法による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気工事科	電気事業法による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第1の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）、建設業法施行令による電気工事施工管理の技術検定の合格証明書（第2次検定に係るものに限る。）を有する者又は電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者	電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者	△ 電気工事			
		電気事業法による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第1の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）、建設業法施行令による電気工事施工管理の技術検定の合格証明書（第2次検定に係るものに限る。）を有する者又は電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者		○	○	
電子科	電波法による第1級陸上無線技術士若しくは第2級陸上無線技術士若しくは第1級アマチュア無線技術士若しくは第2級アマチュア無線技術士の免許を有する者又は航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
		航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者		○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成12年省令）による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和53年省令）による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	

(注)○印は、免除される範囲。△印は、免除される範囲が一部のもの。

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技試験	学科試験		
				関連学科		指導方法
				系基礎学科	専攻学科	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは自動車車体整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成12年省令）による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和53年省令）による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者 自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	△ 自動車整備内燃機関を除く	○	△ 車枠及び車体整備法を除く	
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者		○	○	
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者及び航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者		○	○	
建築科	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を有する者	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○	
枠組壁建築科	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を有する者	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○	
ブロック建築科	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を有する者	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○	
防水科	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を有する者	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○	
プレハブ建築科	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を有する者	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○	
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免許を有する者（エネルギー管理士の試験及び免許の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第1の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免許を有する者（エネルギー管理士の試験及び免許の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第1の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）		○	○	
測量科	測量法による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者		○	○	
ボイラー科	ボイラー及び压力容器安全規則による特級ボイラー技士若しくは1級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免許を有する者（エネルギー管理士の試験及び免許の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第1の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	ボイラー及び压力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免許を有する者（エネルギー管理士の試験及び免許の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第1の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）		○	○	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士若しくは第3級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者		○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者 臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者		○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、公認会計士法の一部を改正する法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証明書を有する者	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、公認会計士法の一部を改正する法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者 商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者		○	○	
				△ 簿記	△ 簿記	

(注)○印は、免除される範囲。△印は、免除される範囲が一部のもの。

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技試験	学科試験		
				関連学科		指導方法
				系基礎学科	専攻学科	
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○			
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令（平成28年省令）による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成21年省令）による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成19年省令）による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、システム監査技術者試験若しくはソフトウェア開発技術者試験、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成12年省令）による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第1種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成6年省令）による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成28年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成21年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成19年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成12年省令による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者		○	○	
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者		○	○	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者、保健師助産師看護師法による保健師、助産師、看護師若しくは准看護師の免許を有する者、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証若しくは介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者	児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの、保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの若しくは同法の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同法の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同法の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同法の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、同法の規定に該当するもの	○	○	○	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証若しくは労働安全衛生規則による揚貨装置運転士免許又はクレーン等安全規則によるクレーン・デリック運転士免許（同規則第224条の4の規定により取り扱うことのできる機械の種類を限定した免許を除く。）若しくは移動式クレーン運転士免許を有する者	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	○	
		労働安全衛生規則による揚貨装置運転士免許、クレーン等安全規則によるクレーン・デリック運転士免許（同規則第224条の4の規定により取り扱うことのできる機械の種類を限定した免許を除く。）又は移動式クレーン運転士免許を有する者であって、労働安全衛生法による玉掛け技能講習の修了証を有する者	○			

(注)○印は、免除される範囲。△印は、免除される範囲が一部のもの。